

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(介護保険事業所番号 3472701600 号)

当施設は契約者に対して指定介護福祉サービスを提供します。施設の概要や提供を行うサービスの内容、契約上の留意事項は次のとおりです。

当施設への入居は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

1 施設経営法人

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 佐伯さつき会 |
| (2) 法人所在地 | 広島県廿日市市津田 854 番地 |
| (3) 電話番号 | 0829-72-2700 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 吉田 久美子 |
| (5) 設立年月日 | 平成7年9月14日 |

2 利用施設

- | | |
|-----------|---|
| (1) 施設の種類 | 指定介護老人福祉施設
介護保険事業所番号 3472701600 号
指定年月日 平成29年5月1日 |
|-----------|---|

(2) 施設の目的

この施設は、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方に、介護福祉施設サービスを提供することを目的とします。

指定介護老人福祉施設は、介護保険法に従い、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

- | | |
|----------------|---------------------------------------|
| (3) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム 四季が丘せせらぎ園 |
| (4) 施設の所在地 | 広島県廿日市市四季が丘八丁目1番地3 |
| (5) 電話番号 | 0829-39-9380 |
| (6) 施設長(管理者)氏名 | 栗栖 紀子 |
| (7) 当施設の運営方針 | ① 必要に応じた良質の介護、介助
② 自己決定を尊重した自立への援助 |
| (8) 開設年月日 | 平成29年5月1日 |
| (9) 入居定員 | 60人 |

3 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では、次の居室・設備を用意しています。居室は入居者の心身の状況等により決定しますのでご希望に沿えない場合があります。

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室	60室	1人部屋（ユニット型個室） 1ユニット10室 計6ユニット 各室内にトイレ、洗面設備
共同生活室	6室	1ユニット1室、洗面設備
浴室	3室	各階に設置 特殊浴室（リフト付） 個浴室（リフト付）
医務室	1室	
調理室	1室	
洗濯室	3室	各階に設置
汚物処理室	3室	各階に設置
介護材料室	6室	1ユニット1室

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に設置が義務付けられている施設・設備です。

※ 居室の変更

契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、契約者や家族等と協議して決定するものとします。

(2) 居住費については、介護保険の基準サービスとならないため、利用の際は、別途利用料金を負担ください。

4 職員の配置状況

当施設では、契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。

【主な職員の配置状況】 ※ 職員の配置については、指定基準を遵守します。

【主な職種の配置基準及び勤務体制】

職 種	勤 務 体 制
1 管理者	1名
2 介護職員	20名以上 早 出 7:00～16:00 日 勤 8:00～17:00 他 遅 出 10:30～19:30 他 準夜勤 14:45～23:45 深夜勤 22:15～ 7:15 他
3 看護職員	3名以上 月～日 8:30～17:30 9:00～18:00

4 機能訓練指導員	1名以上（看護職員と兼務） 月～日 8:30～17:30 9:00～18:00
5 生活相談員	1名以上 月～金 8:30～17:30
6 介護支援専門員	1名以上（生活相談員と兼務） 月～金 8:30～17:30
7 栄養士	1名以上
8 医師	嘱託医 1名

5 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、契約者に対して次のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

- ① 利用料金が介護保険から給付される場合。
- ② 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス

次のサービスについては、居住費、食費を除き 9 割もしくは 8 割又は 7 割が介護保険から給付されます。

【サービスの概要】

- ① 居室の提供
 - ・個室の提供をします。居室については、入居者の心身の状況等により決定しますのでご希望に沿えない場合があります。
- ② 食事
 - ・当施設では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びに身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。また、心身の状況に応じて適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行います。
 - ・生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、その心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保します。
 - ・相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、共同生活室で食事の支援をします。
 - ・食事並びに起床後及び就寝前には、口腔ケア（歯磨きやうがい）の援助を行います。

(おおまかな食事時間)

朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～

- ③ 入浴
 - ・入浴又は清拭を週 2 回行います。
 - ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ④ 排泄
 - ・心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行います。おむつを使用せざるを得ない場合も、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えます。

- ⑤ 機能訓練
 - ・機能訓練指導員により、入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するため訓練を実施します。
- ⑥ 健康管理
 - ・医師や看護職員が健康管理を行います。
- ⑦ その他自立への支援
 - ・日常生活における家事を、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割をもって行えるよう、適切に支援します。

【サービスの利用料金(1日当たり)】

次の利用単位表によって、契約者の要介護度に応じたサービス料金と、食費・居住費の自己負担額の合計額を合わせてお支払いください。

「個室」1日当たり

区 分	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1日当たりの単位数	670 単位	740 単位	815 単位	886 単位	955 単位

加算サービス

区 分	利用単位	備 考
看護体制加算(Ⅰ)ロ	4 単位/日	常勤の看護師の配置
療養食加算	6 単位/食	該当時算定 主治医の発行する疾患治療の食事せんに基づき提供される治療食(1食単位)
外泊時費用	246 単位/日	該当時算定 1月に6日を限度
初期加算	30 単位/日	該当時算定 入居から30日以内又は30日を超える入院後に再び入居した場合
夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ	18 単位/日	夜勤を行う職員数が基準を上回る配置
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 単位/日	介護職員総数の内、介護福祉士の割合が60%以上
再入所時栄養連携加算	200 単位/回	該当時算定 入院先の管理栄養士との連携による栄養管理を行い再入居した場合
栄養マネジメント強化加算	11 単位	管理栄養士による栄養マネジメントや低栄養状態の改善に向けた取組を実施
退所時情報提供加算	250 単位/回	該当時算定 退所し、医療機関へ入院する場合、心身の状況、生活歴等の情報を医療機関へ提供した場合
新興感染症等施設療養費	240 単位/日	該当時算定 厚生労働大臣が定める感染症に感染し、施設療養をした場合。5日を限度。

※外泊時費用は、短期入院又は外泊された場合の1日当たりの利用単価です。

※初期加算は、入居された日から、又は30日を超える入院後に再び入居された場合30日以内の期間に付き算定します。

その他の加算

区 分	利用単位	備 考
介護職員等処遇改善加算 I	14%	サービス全体の単位数に乘じる

※介護職員等処遇改善加算は小数点以下は四捨五入します。

利用料金

1 利 用 料 金	2 介護保険から給付される金額	3 サービスに関わる自己負担額 (1 - 2)
介護職員処遇改善加算を含めた単位数に 10.14 を乗じた数	利用料金の 9 割 ※一定以上の所得がある方は利用料金の 8 割又は 7 割となります	利用料金の 1 割 ※一定以上の所得がある方は利用料金の 2 割又は 3 割となります

※ 地域区分 廿日市市 7 級地 (1 単位 = 10.14 円) となります。

※ 小数点以下は切り捨てします。

食費、居住費 (1 日当り)

食 費	居住費 (個室)
1, 6 2 0 円	2, 0 6 6 円

※ 契約者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払ください。要介護認定を受けた後、自己負担を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、契約者の負担額を変更します。

※ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。

【当施設の居住費・食費の負担額(1日当たり)】

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合、施設利用・ショートステイの居住費(滞在費)・食費の負担が軽減されます。

対 象 者		区 分	居 住 費 ユニット型個室	食 費
生活保護受給者		段階 1	880 円	300 円
市 町 村 民 税 非 課 税 世 帯 に 属 す る	高齢福祉年金受給者			
	前年の合計所得金額と年金収入額(課税年金+非課税年金)の合計が 80 万円以下	段階 2	880 円	390 円
	前年の合計所得金額と年金収入額(課税年金+非課税年金)の合計が 80 万円超 120 万円以下	段階 3①	1,370 円	650 円
	前年の合計所得金額と年金収入額(課税年金+非課税年金)の合計が 120 万円超	段階 3②	1,370 円	1,360 円
上記以外の方		段階 4 (負担限度額なし)	2,066 円	1,620 円

(2) (1)以外のサービス

次のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

【サービスの概要と利用料金】

① レクリエーション、クラブ活動

契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加できます。

利用料金 = 材料代等の実費を負担ください。

(ア) 主な行事予定

月	行 事 と そ の 内 容
4 月	誕生会
5 月	誕生会、端午の節句
6 月	誕生会
7 月	誕生会
8 月	誕生会、花火
9 月	誕生会、敬老会
10 月	誕生会
11 月	誕生会、すき焼き鍋の会
12 月	誕生会、クリスマス会、餅つき
1 月	誕生会、正月会、おでんの会
2 月	誕生会、節分の会
3 月	誕生会

(イ) レクリエーション活動

レクリエーションは、心身の機能を考慮して実施します。

(内容) 手作業や音楽等趣味を生かしたプログラム

体操やゲーム等を中心にしたプログラム

② 貴重品の管理

希望により貴重品管理サービスを利用できます。詳細は次のとおりです。

○管理できる金銭の形態 現金又は施設の指定する金融機関に預けてある預金

○預り品目 認印・介護保険被保険者証・医療保険被保険者証等

○保管管理者 施設長

○担当者 次長

○出納方法

- ・預り金の預入及び引出が必要な場合、届出書を保管管理者へ提出します。
- ・保管管理者は上記届出の内容に従い、預り金の預入及び引出を行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しを契約者へ交付します。

○管理料金

- ・現金・預金を預かった場合には、1月につき1,000円負担ください。

③ 移送に係る費用

契約者の通院や入院及び外泊時の移送は、原則家族で実施してください。

やむを得ない事情があるときは相談ください。費用は、距離・時間等を考慮して実費相当額を負担ください。また、緊急時救急車に同乗して医療機関へ行った場合、帰りの交通費としてタクシー代を実費請求します。

④ 複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費として1枚につき20円をご負担ください。

⑤ 理美容代

本園では、希望される方は契約出張理美容サービス業者により整髪を行っています。料金は実費となります。

⑥ テレビ代

個人でテレビを持ち込まれる場合は、実費として1月300円ご負担ください。

⑦ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等契約者の日常生活に要する費用で契約者が負担することが適当であるものにかかる費用を負担ください。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますので負担の必要ありません。

⑧ 契約書第19条に定める所定の料金

契約者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

個室利用一日当たり 15,000円

契約者が要介護認定で自立又は要支援と判定された場合

個室利用一日当たり 9,000円

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する場合があります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1月前までに説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1月ごとに計算し、翌月15日前後に請求しますので、請求のあった月の25日までに次の方法でお支払ください。(1月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額となります。)

(ア) 金融機関口座からの自動引落

利用できる金融機関 ひろしま農業協同組合
 ゆうちょ銀行
 広島信用金庫

(イ) 指定口座への振込

金融機関名 ひろしま農業協同組合 津田支店 普通預金
口座番号 0028446
受領者(口座名義人) 特別養護老人ホーム四季が丘せせらぎ園

※ 振込手数料は、契約者の負担となります。

(4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、契約者の希望により、次の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(ただし、医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、医療機関での診療・入院を義務づけるものでもありません。)

① 嘱託医

医療法人福寿会 天野医院
古川 一人 医師

② 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人福寿会 天野医院
所在地	廿日市市津田 4259 番地
診療科	内科

医療機関の名称	医療法人ハートフル アマノリハビリテーション病院
所在地	廿日市市陽光台五丁目 9 番地
診療科	内科 循環器科 リハビリテーション科 心療内科 泌尿器科

医療機関の名称	医療法人ハートフル あまのクリニック
所在地	廿日市市串戸五丁目 1 番 37 号
診療科	内科 心療内科 小児科

医療機関の名称	医療法人社団友和会 友和病院
所在地	廿日市市峠字下ヶ原 500 番地
診療科	精神科 内科

③ 協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人社団友和会 友和病院
所在地	廿日市市峠字下ヶ原 500 番地

6 施設を退居していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では、契約が終了する期日を定めていません。したがって、次のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、このような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、契約者は退居となります。

- ① 要介護認定により、契約者の心身の状況が「自立」、「要支援1」、「要支援2」と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 契約者から退所の申し出があった場合(詳細は次をご参照ください)
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は次をご参照ください)

(1) 契約者からの退居の申出(中途解約・契約解除)

契約の有効期間であっても、ご契約者から退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、次の場合には、即時に契約を解約・解除して施設を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ 契約者が入院された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由もなく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申出により退居していただく場合(契約解除)

次の事項に該当する場合には、当施設からの退居をしていただくことがあります。

- ① 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者によるサービス利用料金の支払が3月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 契約者が故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 入居者が連続して7日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、又は入院した場合

- ⑤ 入居者が介護老人保健施設に入所した場合又は介護療養型医療施設もしくは介護医療院に入院した場合

※ 契約者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入居中に医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は次のとおりです。

- ① 検査入院等 7 日以内の短期入院の場合
7 日以内の入院をされた場合は、退院後再び施設に入居することができます。
ただし、入院中であっても所定の料金をご負担いただきます。
- ② 8 日以上 3 月以内の入院の場合
8 日以上入院された場合は、契約を解除する場合があります。
ただし、契約を解除した場合であっても 3 月以内に退院された場合には、再び当施設に優先的に入居できるよう努めます。また、当施設が満室の場合でも短期入所生活介護(ショートステイ)を優先的に利用できるような努めます。
- ③ 3 月以内の退院が見込めない場合
3 月以内の退院が見込めない場合には、契約を解除する場合があります。
この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。

(3) 円滑な退居のための援助

契約者が当施設を退所する場合には、契約者の希望により事業者は、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な次の援助をご契約者に対して速やかに行います

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他の保険医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介

7 身元引受人

契約締結に当たり、原則、身元引受人を定めます。

また、入居契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)を入居者自身が引き取れない場合に備えて「残置物引取人」を定めます。

当施設は「残置物引取人」に連絡のうえ残置物を引き取っていただきます。

引渡しにかかる送付等の費用又は、引き取りができないため事業者での処分にかかる費用については、契約者又は残置物引取人が負担します。

- ※ 入居契約締結時に身元引受人・残置物引取人が定められない場合であっても、入居契約を締結することは可能です。

8 介護事故発生時の対応

万一介護事故が発生した時は、次の「事故発生後の対応フローチャート」(別表 1)の要領で適切に対応します。

9 火災発生時の対応

万一火災の発生した場合は、次の「火災発生時の対応フローチャート」(別表 2)の要領で万全を期して利用者の安全を守ります。

10 非常災害時の対応

消防計画、土砂災害避難確保計画、非常災害対策計画に基づき、適切に対応します。

11 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、次の窓口で受付けています。

四季が丘せせらぎ園 藤枝 隆 田渕 昌美	所 在 地	廿日市市四季が丘八丁目 1 番地 3
	電 話 番 号	0 8 2 9 - 3 9 - 9 3 8 0
	FAX 番号	0 8 2 9 - 3 9 - 9 3 8 5
さいきせせらぎ園（総務課） 松尾 聡士 古井 有希	所 在 地	廿日市市津田 8 5 4 番地
	電 話 番 号	0 8 2 9 - 7 2 - 2 7 0 0
	FAX 番号	0 8 2 9 - 7 2 - 2 7 0 5

受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

(2) 公的機関においても次の機関に苦情申出等ができます。

廿日市市役所 高齢介護課 介護保険係	所 在 地	廿日市市新宮一丁目 1 3 番 1 号
	電 話 番 号	0 8 2 9 - 3 0 - 9 1 5 5
	FAX 番号	0 8 2 9 - 2 0 - 1 6 1 1
	応 時 間	8:30～17:15
広島県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所 在 地	広島市中区東白島町 1 9 番 4 9 号 国保会館
	電 話 番 号	0 8 2 - 5 5 4 - 0 7 8 3
本園の第三者委員会	藤澤 美百合	電話番号 0 8 0 - 3 8 8 8 - 9 2 0 5
	永尾 好彦	電話番号 0 8 2 9 - 7 2 - 1 8 7 1
	大西 美千代	電話番号 0 8 2 9 - 7 4 - 0 5 5 3

12 虐待防止について

事業者は、利用者の人権擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行う。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

13 自己評価について

年 1 回、自己評価を実施します。

14 第三者による評価について

第三者による 評価の状況	1 あり	実施日（直近）	令和 2 年 1 0 月 1 6 日
		評価機関の名称	広島県シルバーサービス振興会
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

この重要事項説明書は、厚生省令第 39 号(平成 11 年 3 月 31 日)第 4 条の規定に基づき、入居申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨造 5 階建
- (2) 建物の延べ床面積 3, 9 4 7. 7 3 m²
- (3) 併設事業
〈介護保険法〉
 - ・ 居宅介護支援事業
 - ・ 居宅サービス事業
- (4) 施設の周辺環境
緑に囲まれた閑静な住宅地に立地

2 職員の配置状況

<配置職員の職種>

- 【介護職員】 契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等をおこないます。
- 【生活相談員】 契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
- 【看護職員】 主に契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。看護職員を各階に配置しています。
- 【機能訓練指導員】 日常生活を営むために必要な機能訓練を行います。機能訓練指導員は看護師が兼務し、配置しています。
- 【介護支援専門員】 契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。生活相談員が兼ねる場合もあります。
- 【医師】 契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。1 名の嘱託医を配置しています。

3 契約締結からサービス提供までの流れ

契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は、次のとおり行います。

① 当施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。



② その担当者は施設サービス計画の原案について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。



③ 施設サービス計画は、要介護認定毎に、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。



- | |
|---|
| ④ 施設サービス計画が変更された場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。 |
|---|

4 サービス提供における事業者の義務

当施設はご契約者に対してサービスを提供するに当たって次のことを守ります。

- (1) 契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- (2) 契約者の体調、健康状態から必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- (3) 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- (4) 契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- (5) 契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、契約者又は代理人の請求に応じて、閲覧させ、複写物を交付します。
- (6) 契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- (7) 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するに当たって知り得た契約者又は家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
(守秘義務)

ただし、契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約者の心身等の情報を提供します。

また、契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、契約者の同意を得ます。

5 施設利用の留意事項

当施設の利用にあたって、施設の共同生活の場として快適性、安全性を確保するため、次の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

入居に当たり、次のものは原則として持ち込むことができません。

- ・ ペット類等社会通念上持ち込むことが不適切なもの

＊詳細については、入居されるとき別途協議します。

(2) 面会

面会時間 10：00～11：00、13：30～17：00

＊来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

＊なお、来訪される場合危険物等の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出ください。
ただし、外泊については、最長で月7日間とします。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。

(5) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- 故意及びわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 契約者に対するサービスの実施及び安全性等の管理上の必要があると認められる場合には、契約者の居室に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、プライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

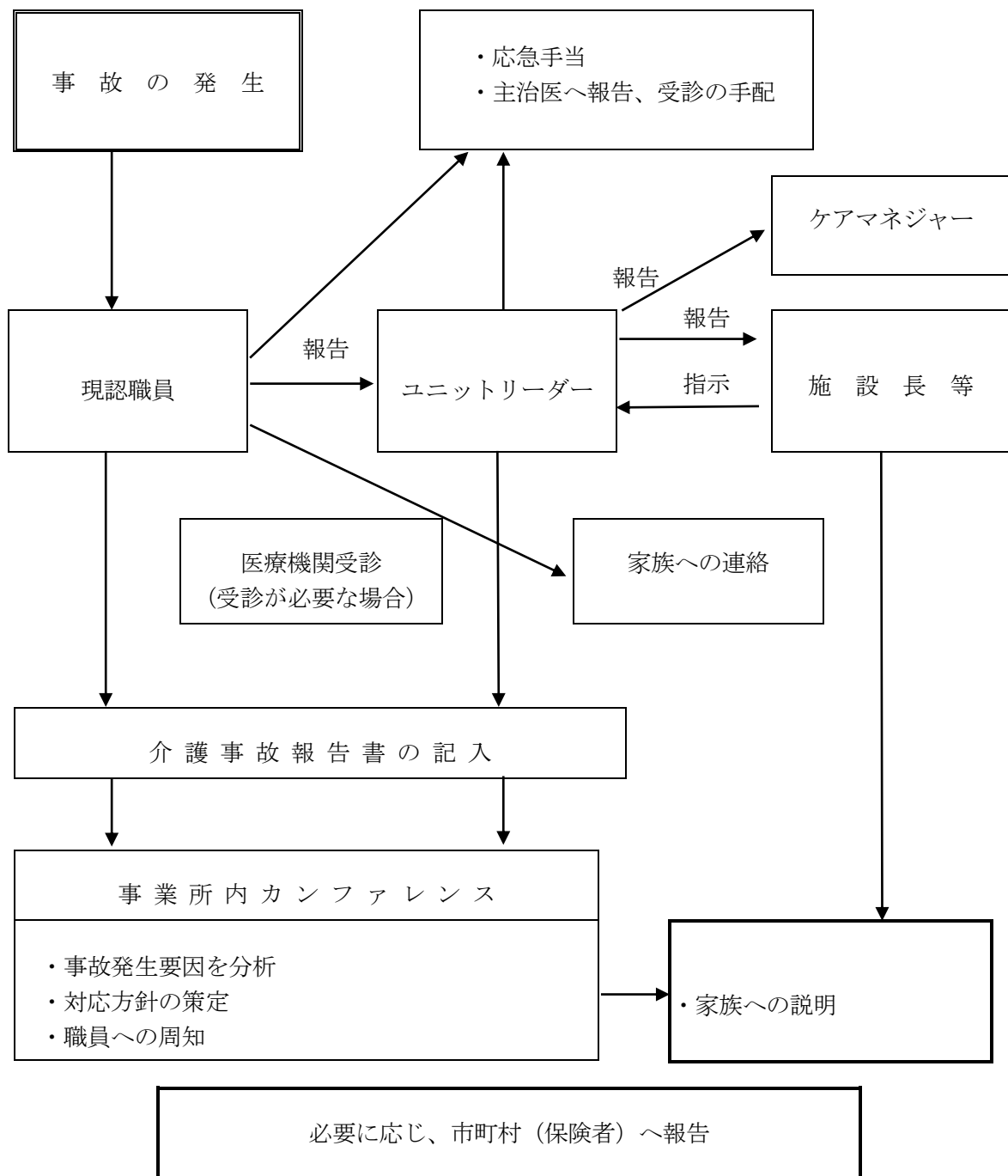
(6) 喫煙

施設内外での喫煙はできません。

6 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

「別表 1」 事故発生後の対応フローチャート(本文 18 ページに記載)



「別表 2」 火災発生後の対応フローチャート(本文 18 ページに記載)

